

転院搬送ガイドライン

館林地域メディカルコントロール協議会

消防機関の救急車（以下「消防救急車」）による転院搬送の具体的な流れについて

— 緊急性がない場合 — 消防救急車での搬送は原則行いません。

- ① 救急業務に該当する転院搬送の要件(*1)を満たさない要請については、消防救急車による転院搬送を原則お断りします。
- ② 自院で所有する救急車もしくは患者等搬送事業者等を御利用下さい。

— 緊急性がある場合 —

- ① あらかじめ搬送元医療機関は、搬送先医療機関に受入れ可能なことを確認してください。搬送先医療機関の確保・連絡は、消防では行いません。
- ② 消防救急車を利用する場合、**転院搬送依頼書（別紙）**に必要事項を記入の上、FAXにより**館林消防本部指令課**に送信した後、119番通報を行い、到着した救急隊に、当該依頼書を手交してください。依頼書を送付するいとまがない場合は、119番通報のみを行い、到着した救急隊に、当該依頼書を手交してください。

館林消防本部指令課 Fax : 0276-72-3318

- ③ **館林消防本部指令課**が転院搬送依頼書を受信し、119番通報を受けましたら、搬送元医療機関直近の救急隊に出場指令を出します。
- ④ 速やかな転院のための事前準備（ベッドから移動しておく、搬入口付近で待機しておく等）をお願いします。
- ⑤ 搬送時には、患者とともに医師が同乗し、搬送中の患者の医療の継続と容態管理をお願いします。

※ 医師が同乗できない場合は看護師の同乗をお願いいたします。

※ やむを得ぬ事情があり、医師又は看護師が同乗できない場合は、搬送元医療機関の担当医が、患者・家族等に対して同乗できない旨を説明されたうえで、同意を得ていただく必要があります。その上で転院搬送依頼書に必要事項を記載・署名していただいた後、救急隊に対して観察・処置等の必要な申し送りをお願いします。

*1 消防救急車による転院搬送の要件

以下のすべてを満たすこと

- 1 緊急に高度医療・専門医療等が必要な傷病者等で、当該医療機関での治療が困難であること
- 2 搬送先医療機関の受入れの了解が得られていること
- 3 他に適当な搬送手段がないこと
- 4 転院搬送依頼書を提出すること
- 5 原則として医師又は看護師が同乗すること